



■平成26年3月3日～3月27日第1回定例会が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問 (平成26年3月議会)

法改正により、精華町の農業はどう変わる？

我が国農業の構造改革を推進するため、「農業中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業経営基盤強化促進法の一部改正」が公布された。

質問 法改正により、精華町農業にどのように反映されていくのか？



①機構が設立して何がかわるか？

機構が農地の貸し借りの仲介を主体とすることで、円滑な農地の流動化や集積化が見込まれ、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化が期待できる。

②本町の役割りはなにか？

機構が京都府に設置される。
機構の業務を町が委託を受け、進めることになる。
現段階で確定した内容はない。
農地所有者からの相談や借受希望者との交渉など、窓口の役割りとして進めていくことになる。

問/答



③3月施行による精華町農業への影響は何か？

農地の集積や新規参入者の促進、また農地の生産性の向上が期待され農地の流動化や集積化が加速すると考えられる。

④農地所有者の影響はあるのか？

関連し、農地法の一部が改正される。農地の貸し借りが簡素化され農地所有者は貸し付けがし易い状況になる。

⑤担い手不足が解消していく可能性はあるのか？

農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営への新規参入の促進が期待され、担い手不足の解消に寄与する。

⑥予算措置の本町への措置と内容はどうか？

法案は成立しているものの、協力金などの詳細な内容は明確にされていない。

再質問 精華町の農業経営規模の実態からなじまないのでは。どう考えているか？

答弁

①国が示す1～2ヘクタールを1区画とする事例は、物理的に困難と考える。

集積・集約にあわせ、耕作できなくなった農地や荒廃地などを機構に出していただき、作り手にマッチングしていくことがメインの内容になっていくと考えている。

②点在する農地を作りがっつりのよい農地に集約していくことが法の趣旨。

地域全体で今後の農業をどうしていくか、計画を立て、機構と一緒に地域全体で進めていただく。

③農業委員会に対しては、管理が行き届かなくなった農地所有者に集積の相談など、今まで以上に農地の管理、機構への働きかけなどお願いすることになる。

要請

●3月1日から施行ということでもまだまだこれからの事案である。

①精華町の実態にあった農業として進めていただきたい。

②長い将来を見据えた中で、精華町にふさわしい農業経営、農業維持ができるように今後対応していただきたい。

トピックス (取り組みの成果)

(1)インターネット電子入札が、全面導入されます。(4月より)



(2)くるりんバスに多くの方のご利用をお願いします。(学研都市ルート継続のために)

議会だより (つづき)

職員の教育 について

質問 職員の業務知識向上、コンプライアンス、倫理の教育に、どう取り組んでいるか？
また、倫理条例の制定を要望しているが「必要ない」とする考えは変わっていないか？

答弁

- ①新規採用職員には、守秘義務や法令順守、信用失墜行為の禁止などの研修を実施。
- ②在職職員には、階層別研修で法令順守や倫理関係について受研させている。
- ③日常業務における指導、助言で行政サービスの維持向上をしており職場内研修となっている。
- ④服務規律の徹底は、通達として定期・適時に周知徹底を図っている。
- ⑤倫理条例については、地方公務員法に基づき本町では職員の服務規程に規定されているので制定を考えていない。さらに条例で縛ることは職員の士気にも影響すると考える。

再質問

個人情報を含むUSBメモリを持ち出し、紛失した不祥事が発生した。
「コンプライアンス遵守・決めたことを守る」ことができていない。
本人の問題か？ 職場の問題か？



答弁

- ①仕事量が増えており時間内に仕事を終えることは困難な状況にある。
- ②できるだけ学校で処理をするというルールはある。おおむね守られているが、そういかないこともままある。
- ③たくさんの情報を扱っていることの自覚が足りなかった。反省し再点検する。



指摘

- 情報の持ち出し、紛失は基本的な根幹の問題で、業務実態やハード的な対策を取っていくべき問題である。(役場庁舎内のパソコンは、データが持ち出せないようになっている)
- こういった不祥事の抑止効果として、業務規範を認識する意味でも倫理条例が必要と考える。(法令や規範を守って業務をしている職員がほとんどと思っているが)

山手幹線 について

質問

山手幹線の京田辺市との接続が目前に迫っている。
京田辺市と接続した時の交通量の変化と、山手幹線と接続された枝線(町道)の交通量変化に対する改修計画はあるか？また南進事業推進の具体的な進捗状況はどうなっているか？

問/答

①山手幹線の交通量変化は？

現在、山手幹線と府道八幡木津線合わせて2万台弱、そのうち2割強が山手幹線に流れている。
全線開通時の交通量は、平成42年に2万台を超えると予測している。



②枝線(町道)の改修計画はあるか？

区画整理事業を支援し、山手幹線を開通させることに取り組んでおり、枝線の信号などの改修は、現在考えていない。

③南進事業の進捗状況は？

現計画の再検討や実現方策の検討を調査するため国費要望を行い、交付金配分の見込みとなり予算化した段階。
発起人の方々と調整しながら関係地権者の合意形成に支援を行いたい。

要請

- 山手幹線の開通に合わせ、枝線の交通量の変化に対応した安全策を講じることを求める。
- 全線開通目前にし、精華町の一部で止まっている。非常に残念に思う。行政として全力を挙げて次のステップに傾注していくことを強く求める。

山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301
Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>